

高等学校における特別支援教育の推進

～自己肯定感を高めるために～

高等学校においては、文部科学省の推計（平成21年）で、発達障害により学習面や行動面で困難を示す生徒の割合が約2.2%という結果が出ており、特別支援教育の充実を図っていくことが全国的な課題になっています。

また、高等学校における通級による指導が制度化され、平成30年度から実施されるなど、新たな動きもあります。

本県においても、思春期・青年期特有の様々な課題が生じる時期において、特別な支援が必要な生徒へのより細やかな対応を進めていく必要があります。

学校生活において、つまずきや困難のある生徒はいませんか？

友人関係がうまく
いかない…。
自分のことを誰も
理解してくれない…。

また、注意された…。
なにをどう気を付けられ
ばいいのか分からない…。

集団活動が苦手で
耐えられない…。

うまくいかないこと
ばかり…。もう学校に
行く気がしない…。



どのように伝えれ
ば分かるのかな

いつも一人にいるけど
仲のいい友人はいないのかな

進路をどう考えさせて
いけばいいかな

学習にやる気が見られ
ないけど、どうしてかな



つまずきや困難のある生徒たちが見せる様々な行動には必ず理由があります。つまずきの背景を探り、困っている状態に共感し、適切な支援や配慮をすることで、生徒たちは成功経験を積み重ね、自己肯定感を高めることができます。

自己肯定感を高めることは、よりよい社会参加の一步となります。



対象生徒の基礎的理解

生徒が示す様々なつまずきの背景の一つに、発達障害の可能性があります。

発達障害

- ① 一般的な知的発達の遅れを伴いません。
- ② 本人の努力不足や家庭環境、保護者の養育態度が原因となるものではありません。
- ③ 脳の中枢神経系に何らかの原因があると考えられています。

学習障害（LD）

聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すもの。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

高機能自閉症

「他人との社会的関係の形成の困難さ」「言葉の発達の遅れ」「興味や関心が狭く特定のものにこだわる」ことを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

アスペルガー症候群

上記の自閉症の特徴であるもののうち、言葉の発達の遅れを伴わないもの。

※ 自閉症は、様々な状態像を呈するため、高機能自閉症やアスペルガー症候群も含めて、**自閉症スペクトラム**（スペクトラム＝連続体）と診断されるようになってきました。

二次障害

上記の特性により、発達障害が直接的な原因となる困難を一次障害と捉えたと、周囲の誤った対応によって引き起こされる様々な不適応症状を**二次障害**と言います。

二次障害は、無気力不適応行動、不安感情の増強、自己肯定感の低下などから非行や不登校、引きこもりなどの行動として表れることがあります。

不適応を起こしている生徒の背景を探ることが支援の第一歩になります。

例えば、やる気が無く、孤立しているように見える生徒は・・・。



見え方、聞こえ方に課題があるのかもしれませんが。

視力や聴力、ワーキングメモリ（作業記憶）などに弱さがあるために授業内容が理解しづらいのかもしれませんが。

対人関係に課題があるのかもしれませんが。

ある特定のものや事態に没頭するあまり、場にそぐわない言動をして、周囲の人とのコミュニケーションがうまく取れていないのかもしれませんが。

運動面に課題があるのかもしれませんが。

低筋緊張（生まれつき筋力が弱い）のため、正しい姿勢を維持することが困難だったり、書字が整わなかったりして、よく注意を受けているからかもしれません。

このほかにも、生育環境などの様々な背景が複合的に関係しているかもしれません。

適切な支援につなげるための実態把握

情報共有

高等学校には、学科や課程の違いにより学力や生徒の状態像に様々な違いがあること、教員が生徒と接する時間は授業場面が主であり、限られていることなどの理由により、生徒一人一人の実態を正確に把握することが難しい現状があります。

生徒の実態を把握するには、中学校からの引継ぎや教職員間での情報の共有が重要な課題になります。校内委員会が中心となって、中学校及び保護者と連携を図りながら、必要な情報を収集・共有するためのシステムを構築することが大切です。

情報の共有化

① 中学校等からの情報収集 —引継ぎを確実に—

ツール	個別の教育支援計画	生育歴、家庭の状況、療育・相談歴、担任等の気付き、保護者・本人の願い等
	個別の指導計画	教科等ごとの年間の指導目標、学期の指導目標、指導内容・方法、評価
	移行支援シート	現在受けている支援の程度や内容等、ポイントを絞って記載
場	新入生説明会（学校ごと）	
	中高連絡会（学校、地域ごと）	
	学校訪問 家庭訪問	

**必要な支援が
途切れないように！**

② 校内委員会 —チームで取り組もう—

- 引継ぎ ○ 気付き
- 本人、保護者からの相談
- チェックリスト結果



共通理解、組織的支援

③ 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成 —引継ぎ・共通理解の次のステップ—

学習面や生活面の実態の明確化

指導・支援内容と具体的な手立て

○ 生徒や保護者の戸惑いや不安の軽減

○ 安心して学校生活を送るための体制づくり

自己理解と 周囲の対応

思春期・青年期以降においては、「自分らしさとは何だろう」、「人と比べて自分はなぜ〇〇なんだろう」など、自分の特性に対する問いが出发点となって自己理解を深めていくと考えられます。その際、発達障害のある生徒は、自分の特性を否定的に捉える傾向が強く、それは、他者との相互関係において自己を捉える際に顕著だと言われています。受け止め方には個人差があるため、生徒によっては、否定的な自己理解が発達障害によるものであるということに認めることに時間が掛かってしまうこともあります。

適切な支援を受けるためには、生徒本人が自分の特性を理解する必要があります。本人の自己理解の段階を十分踏まえて指導・支援する必要があること、多くの生徒は保護者や医師、教師などとの対話を通じて、自己理解がゆっくり深まっていくということを、周囲の者が理解しておくことが大切です。

【関連情報】

「LD、ADHD等 気付きのためのチェックリスト」

(<http://www.edu.pref.kagoshima.jp/curriculum/tokusikyou/rink%20siryou/ld-adhd-checklist.pdf>)

「個別の教育支援計画、個別の指導計画、移行支援シートについて」

(<http://www.edu.pref.kagoshima.jp/curriculum/tokusikyou/kobetunokeikaku.html>)

「移行支援シート『楽しい、豊かな学校生活を送るために』」

(https://www.pref.kagoshima.jp/ba04/kyoiku-bunka/school/shien/tokushi_tebiki/ikousien_sheet.html)

「特別支援教育の途切れない支援の在り方—中学校と高等学校との連携を中心に—」指導資料特別支援教育第185号

(<http://www.edu.pref.kagoshima.jp/research/result/siryou/shidosiryou/h28/h28-04pdf/1883-tokubetsushien185.pdf>)

適切な支援のための情報を整理する

一貫した支援 と共通理解の ツール

一貫した指導・支援を行うためには、生徒に関する情報や実態、指導・支援の内容や方法等を整理した個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成・活用することが有効です。内容の変更や生徒の変容がある場合は、作成した個別の指導計画や個別の教育支援計画に随時、変更や書き込みをして、その内容を職員間で共有することが必要です。

【個別の指導計画作成例】 ※ 各学校の実情に応じて、使いやすい様式で作成してください。

鹿児島県立A高等学校

ふりがな	△△△ △△△△		学 年	組	番号	担任名	記入日
氏 名	〇〇 〇〇		1 年	A	3	▲▲ ▲▲▲	H〇年〇月〇日
生年月日	H〇年〇月〇日(男)		学 科	普通科			
検査結果	検査名	〇〇検査	診断名	自閉症スペクトラム (H〇年 〇〇療育センター)			
	実施機関	〇〇中学校 (H〇年〇月〇日 実施)	服薬等	なし			
	結 果	〇〇:〇〇 〇〇:〇〇 〇〇:〇〇	手 帳	精神障害者保健福祉手帳申請中			
本人のよさ・得意なこと			課 題			課 題 の 背 景	
<ul style="list-style-type: none"> 数学や理科は好きで、テストは平均点以上である。 自分でできるといったことには積極的に取り組む。 決められたことは守ろうとする。 部活動は意欲的である。 			<ul style="list-style-type: none"> 授業中はノートをあまりとらない。 忘れ物が多い。 できないと思ったらすぐに諦める。 納得できないことがあるとクラスメイトに強い口調で注意し、トラブルになることがある。 			<ul style="list-style-type: none"> 作業記憶に弱さがある(心理検査の結果より)。 文字を書くことが苦手である。 相手の気持ちを推測することが難しく、周囲の人とのコミュニケーションをうまくとれない。 	
方針等	<ul style="list-style-type: none"> ノートをとることについては、本人のできることや、やりやすい方法を重視する。 できるといったことには積極的に取り組むことから、本人が頑張っていることやできたことを認める。 これまでの対応でうまくいったことは、学年や教科担当者間で情報共有して、共通した対応を行う。また、うまくいかなかった対応についても情報共有し、うまくいかなかった要因を検討する。 						
長期目標 (卒業時)	<ul style="list-style-type: none"> 教師の支援を受けて、苦手な学習活動にも自ら取り組もうとすることができる。 困ったときに、周囲の人に相談して対応を考えることができる。 						
短期目標 (学年終了時)	<ul style="list-style-type: none"> 独自の方法でノートをとることを認めることにより、大切なポイントを書き写すことができる。 困ったことを伝えるための方法や、トラブルが起きた場合の適切な対処方法を自分で考えることができる。 						
指 導 内 容 ・ 方 法			指 導 者	場 面 ・ 場 所	評 価		
<ul style="list-style-type: none"> 板書の、特に必要な箇所のみをノートに写したり、デジタルカメラで板書を撮影し、ノートに貼ってまとめたたりして、ノートをとることへの負担感や抵抗感を軽減する。 			担任 教科担当者	各教科等の授業中	ノートに写真を貼ることで書く負担が軽減し、授業に集中できるようになった。		
<ul style="list-style-type: none"> 忘れ物をしたときは、そのことを提出先の人に報告し、どうしたらいいかを相談する練習をする。 メモ(何をいつ提出)をとることを習慣化させるとともに、本人、担任等が提出物の確認を確実にを行う。 			担任 教科担当者	課題などの提出物を出せないとき	メモを忘れることもあったが、担任が言葉を掛けることで、意識できるようになってきた。		
<ul style="list-style-type: none"> トラブルになったときは、原因を振り返り、適切な対処法を考えて担任等に報告し、一緒に確認する。 自分の言い分と相手の受け止めを客観的に見つめ直す場を設定する。 			担任 教科担当者 養護教諭 部活動顧問	クラスメイトとトラブルになったとき	自分と相手の気持ちを図に表すことで、互いの立場を理解する言動が見られるようになった。		

合理的 配慮

平成28年4月から、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行されました。学校においては、障害のある生徒が、学校教育を受ける上で生じる障壁をできるだけなくすように、本人や保護者との丁寧な合意形成の下に、個々の実態に応じた合理的配慮を提供することが求められます。

【参考資料】

- 「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」
- 国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」



自己理解を深め、自己肯定感を高める支援



自分を知る 周りが認める

普段の学校生活の中で、できていることや頑張っていることなどに気付いたら、「高校生ならできて当たり前のこと」「触れる程ではないこと」と捉えずに、「部活動を頑張っているね」「気持ちの良い挨拶だね」など何気ない一言を意識的に掛けることがまずは大切になります。「自分の存在を認めてもらえている」という自己の存在価値が確認でき、所属意識がもてることで、自己肯定感を高めることにもつながります。

また、個々への対応と同様に、周囲の生徒への理解を図り、学級全体で一人一人の違いや互いのよさを認め合い、励まし合いながら成長するような雰囲気づくりも大切です。

○ 自己理解を促す

自分の特性、長所、短所、興味・関心、適性、学力等を客観的に理解することは、自分のよさや得意な点を見直すことになり、そのことを周囲が認めることで、自己肯定感の高まりにつながります。本県では、生徒の自己理解を推進することができるためのツールとして、「自己の得意・不得意 気づきシート（仮称）」を平成 29 年度中に公開予定です。

生徒指導 の工夫

生徒指導においては、二次障害を防ぐことをまず重視し、対象生徒の個性や特性に応じて具体的に丁寧な支援を行うことが大切です。

【指導・支援のポイント】

- 「問題のある生徒」を「支援が必要な生徒」という見方に変えるためには、「本人に努力を求めるだけでは、行動の改善は難しい」という前提に立つことが必要です。
- 「特別扱いはできない」「社会はもっと厳しい」という考え方の生徒指導だけでは、不安や緊張を強め、更なる不適応行動へと陥る悪循環になりかねません。困難を抱える生徒と関わる中で、「今度からどう行動すればいいのか、一緒に考えてみよう」と、より望ましい行動を一緒に考え、具体的に教えていくことが大切です。

学習指導 の工夫

学習場面での、ちょっとした工夫や配慮で、学びやすい状況を作ることができ、成功体験につなげることができます。

【指導・支援のポイント】

- 他の生徒と同じように板書を写したり、説明を聞きながらメモをとったりすることが困難な生徒への支援としては、色チョークを用いたり、アンダーラインや枠を用いたりして、キーワードや要点を明確にする板書の工夫が考えられます。
また、ノートを書く時間と説明を聞く時間を明確に区別することも有効です。見ることを補う手段として、パソコンでの筆記、デジタルカメラでの板書の撮影やボイスレコーダーでの授業の録音など、ICT機器の使用を認めることも大切です。
- 特定の生徒に対する支援として考えたことが、他の生徒の学びやすさや理解につながります。

進路指導 の工夫

進路指導に当たっては、自分の特性や得意・不得意、学力などについて、生徒が適切に自己理解し、自らが目標を設定できるように支援することが大切です。

【指導・支援のポイント】

- 自分の特徴やセールスポイント、仕事をする上での課題、その対処法（自分でできること、会社の人や周囲にお願いしたいこと）等について、生徒本人が主体的に考える機会を設けましょう。生徒が自分のよさや得意な点、セールスポイントを見直し、周りから認めてもらうことで、自己肯定感を高め、自分の適性に合った進路選択ができるように支援していきます。
- ※ 自分の特徴等をまとめる方法として、ナビゲーションブックの作成（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター職業センター編）があります。
- ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターでは、就職に向けた支援について相談することができます。



連携・協働して支える体制づくり

組織で 対応

教師一人一人が、生徒にとって分かりやすい授業、生徒の自己肯定感を高める関わり
に心掛けていても、一人の力で生徒の課題を解決するのは難しいことです。まずは、隣
の先生、教科や学年の先生と一緒に、生徒のよいところや課題と感じているところを共
有してみましょう。そして、校内委員会において、支援の必要な生徒の特性や必要な支
援について情報共有を図り、それを校内全体で一貫した支援につなげていきます。

課題に応じて専門家に相談するなど、関係機関（下記、主な相談機関等を参照）と連
携することも重要なポイントです。

特別支援教育・生徒理解に関する専門性向上

教師一人一人が、支援を必要としている生徒
への気付きの視点、特別支援教育の視点での授
業づくり、特別支援教育の制度などを積極的に
学びましょう。

支援をつなぐ横と縦の連携



授業で、部活動で、普段の学校生活で、生徒のよいところ、課題
と思われるところに気が付いたら、教師同士で共有することが校内
支援体制の第一歩になります。いろいろな先生が自分のことを理解
してくれているという実感は、生徒の自己肯定感につながります。

保護者と話をするとき、共感的対応に心掛け、生徒のよいと
ころや課題解決につながりそうなエピソードを伝えることで、信頼関
係が構築され、連携して支援していく関係につながります。

気になる生徒については、中学校から移行支援シートや個別の教
育支援計画等が引き継がれる場合があります。確認をし、新たに気
が付いたことは記録し、本人・保護者と協働して必要な支援内容
を次のステージにつないでいくことが大切です。

関係機関との連携

校内での話し合いを受けて、より専門的な視点での助言等が必要な場合は、
管理職や特別支援教育コーディネーター等に相談の上、教育相談機関、福祉、
医療、労働等の関係機関との連携を進めます。

各関係機関にどのような相談ができるのか、連携してどのような支援がで
きるのかなどを知るために、特別支援教育コーディネーターを中心に、日常
的に協力体制を構築しておくことが大切です。

主な相談機関等

生徒の実態把握、指導・支援、校内体制などに関する相談	県立特別支援学校【県内 16 校】
生徒の指導・支援の在り方に関する相談	県総合教育センター【099-294-2820】
発達障害に関する相談	県発達障害者支援センター【099-264-3720】
思春期の心の相談、精神科的な相談	県精神保健福祉センター【099-218-4755】
就労に関する相談	鹿児島障害者職業センター【099-257-9240】
	ハローワーク（公共職業安定所）【県内 20 か所】
	障害者就業・生活支援センター【県内 7 か所】

通級に よる指導

高等学校における「通級による指導」の実施に向けて準備が進められています。「通級
による指導」では、障害のある生徒が、通常の教育課程に加え、又はその一部に替えて、
「通級指導教室」で、特別支援学校の「自立活動」に相当する内容の学習をします。

通級による指導の実施に当たっては、実態把握、校内委員会の機能化、保護者・関係機
関との連携など、総合的な体制整備が必要です。

【関連情報】

本リーフレットのほか、特別支援教育関係資料は、県教育委員会のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku-bunka/school/shien/index.html>

問合せ先：鹿児島県教育庁義務教育課特別支援教育室（099-286-5296）、高校教育課（099-286-5291）